

第8回高山市農業委員会議事録

会議の日時 令和6年1月25日（木） 午後1時30分より

会議の場所 高山市役所 地下大会議室

会議に附した議案題目

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 議事録署名者の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 報第 7号 | 農地所有適格法人の報告等について |
| 日程第 4 | 議第 57号 | 農地法第3条の規定による権利移動の許可について |
| 日程第 5 | 議第 58号 | 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 6 | 議第 59号 | 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 7 | 議第 60号 | 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について |
| 日程第 8 | 議第 61号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第 9 | 議第 62号 | 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について |
| 日程第10 | 議第 63号 | 農用地利用集積等促進計画（案）について |
| 日程第11 | 議第 64号 | 農用地利用集積等促進計画〔権利移転〕（案）について |

○本日会議に出席した委員（議席順）

黒木 義弘、上堀 昌也、鴻巣 明久、川上 富之、野尻 真人、白畑 功詞、
田村 信彦、陣出 通子、大面 正紀、丸山 浩一、森田 高見、田中君代、
垣内 常宏、平井 浩成

○本日会議に欠席した委員

清水 直喜、東野 満浩、辻 直司、小井戸 寿尚、牛丸 和久

○本日会議に出席した職員等

事務局長：林篤志、事務局次長：水橋靖、振興主事：高山緑、農地主事：森真
哉、書記：三野島孝、小洞雅喜、森林・環境政策部長：小林一正、畜産課長：
松井ゆう子、農地相談員：木戸脇良昭

職務代理	<p>ただいまより第8回高山市農業委員会を開催いたします。</p> <p>本日、議席番号5番の 清水 直喜委員、11番の 東野 満浩委員、16番の 辻 直司委員、17番の 小井戸 寿尚委員、18番の 牛丸 和久委員より欠席報告を受けています。</p> <p>本日の出席委員は、19名中14名で農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。</p>
会長	<p>改めまして皆様こんにちは。</p> <p>本日雪が多いですが、私も家の周りや周辺を除雪機械を使って、除雪をしましたが、一年ぶりに使うため、速度調節や作業が思うようにいかないことがありました。加齢によることも考えられると感じています。</p> <p>新年に入り、コロナやインフルエンザが流行っています。4年ぶりに新年会や改良組合の総会などの行事によりお酒の機会も増えてきました。皆さんもコロナに気を付けて下さい。</p> <p>本日雪が多いので、スムーズに総会が終了するよう皆さんのご協力をお願い申し上げます。本日の挨拶にさせていただきます。どうかよろしく申し上げます。</p>
職務代理	<p>ありがとうございました。</p>

それでは日程に従い、ただいまから議事に移ります。
会長が議長を務め、進行いただきます。

議長 日程第1 議事録署名者の指名について を議題とします。
議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がありませんので、指名をさせていただきます。
議席番号 19番 平井 浩成委員と1番 黒木 義弘委員を指名します。

議長 日程第2 会期の決定について を議題とします。
会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めまして、会期は本日1日と決定いたします。

議長 日程第3 報第7号 農地所有適格法人の報告等について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

森
農地主事

今回は3法人について報告します。

農地所有適格法人につきましては、4つの要件がございまして、

- ①法人形態
- ②事業要件
- ③構成員要件
- ④役員要件

について、報告を受けた資料により総合的に確認しております。

(各案件について、法人の所在地区、法人形態、認定農業者等の有無、農地の耕種面積、経営状況を説明)

		以上3件について報告いたします。
議	長	<p>続きまして、日程第4 議第57号 農地法第3条の規定による権利移動の許可について を議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
三	野	今回は、1件の上程です。
書	島	<p>それでは農地法3条の申請の説明に移ります。</p> <p>2番については、総会前に取り下げ願いが提出されたため、議案から削除し、議案は1件となります。</p> <p>本日上程しました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても申請書記載内容を確認しておりますので予め報告いたします。</p> <p>(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し地目、面積、権利取得理由、使用貸借・売買・交換の別、貸借にあつては存続期間を説明)</p> <p>以上、1件 田 4筆 3,892.00 m²についてご審議をお願いいたします。</p>
議	長	ただいまの件についてご意見等ございませんか。
職	務	差し替えの資料について、再度説明してほしい。
代	理	
三	野	この法人は、障がい者自立支援法に基づく障がい福祉サービス事業の経営を目的とする農産物の生産及び販売を当初から行っています。貸し手で当法人の代表者が、元々農地の所有者で自己所有地を、法人としては農地の耕作は0 m ² ですが、当法人に貸付を行っていたのを、今回正式に使用貸借するものです。また、貸し手が当法人の代表として施設入所者の就労支援農場として、アスパラガス栽培を行っていましたが、新規参入に当たるとして今回申請を行ったものです。貸し手と使用借人が、解除条件付きの使用貸借契約を結
書	島	
	記	

んでおり、貸人が、使用借人が農地を適正に利用していないと認められる場合は使用貸借契約を解除する旨の契約となっています。今後の10年間について、安定的なアスパラガスの生産及び収益を目指す就農計画となっています。

森 農地主事 2番については、取り下げられたため、今回議案から削除し、議案を差し替えしております。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の許可については許可することと決定します。

続きまして、日程第5 議第58号 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

三 野 島 今回は、4件の上程です。

書 記 最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告をいたします。

(案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明)

以上、4件 田畑5筆 1,537.92 m²についてご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定します

続きまして、日程第6 議第59号 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

三野島書記 今回は、6件の上程です。
当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも農振外であることを確認しておりますので報告いたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を求める旨を説明)

以上、6件 田畑 18筆 5,092.91㎡についてご審議をお願いします。

議長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

職務代理 3番の資材置場の転用について、面積が3,139㎡と3,000㎡を超えているが、問題はないか。

三野島書記 この法人は、工事に係る資材置場としての転用で3,000㎡を超えているので、2月の岐阜県農業会議の常設審議委員会に大規模案件として諮問します。また、高山市美しい景観と潤いのあるまちづくり条例に係る関係法令の確認が事前に行われており、用排水路など周辺農地等にも影響が無いと伺っております。

丸山委員 今回3件が資材置場の転用目的で上程されている。農地法上、土場への転用は、建物が建てることのできないなどの理由で当面資材

置場にしておくなどの理由があり、今後増えてくるのではないか。
転用の判断が適正にできるのか

三野島 今回3件出ているように増加が考えられます。資材置場の周辺に
書記 農地がある場合は、用排水など農業に影響が無いなどの確認は事前
に行っております。

転用許可に変更が有る場合などは事前に農業委員会と協議が必要
と考えています。

森 用途が資材置場の判断については、資材置場がどのように使われ
地主事 るのか判断が難しいため、添付書類に具体的な資材置場の利用計画
や、何の目的の資材置場か、詳細がわかる図面の提出により判断し
ています。3番の資材置場の案件は、中部縦貫自動車道の維持管理
等を請け負っており、近くに資材置場が無い場合、当申請地を確保
し、資材置場として利用する申請となっています。資材置場の申請
の中には、長期間着工されないものもあります。速やかに転用目的
を達成するよう定められています。

今後そういった心配される議案があれば、事務局と農業委員さんと
連携し、対応していくことが必要と考えています。

議長 中部縦貫自動車道の整備は、予算のつき方次第で工事の期間が
変わってくる場合があります。そうすると資材置場の期間も変更が
出てくるなど、資材置場の設置期間も変わることが考えられます。

丸山 資材置場の中身によっては、周辺の環境問題にも関わってくる
委員 とも考えねばならないと思います。

議長 資材置場については、環境問題も関わってきますので各農業委員
には、地元で気を付けて監視をよろしくお願いします。

議長 その他、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農地法第5条の規定による権利移動の上使用目
的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意

見を付することに決定します。

続きまして、日程第7 議第60号 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

三野島
書記

今回は、2件の上程です。

非農地証明は、農地法に規定された農地または、採草放牧地でない土地であることの証明を行うもので、非農地となってから20年以上経過しており、証明書は公的機関による家屋登記簿や課税証明等です。

(案件について、スライドを活用し、位置、場所、現地写真を写し、認定を求める地目、面積、確認した証明書の種類と記載されている年を説明)

以上2件、ご審議をお願いします。

(案件について、計画の変更内容を説明)

以上1件について、ご審議をお願いします。

議長

ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、現況農地でないものの証明願に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第8 議第61号 農地利用集積計画の決定について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

小洞
書記

本日は18件の上程です。当申請については農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件に該当しております。

(各案件について(受人ごとに)認定農業者・担い手等の別、経

営内容、受け手の作付け予定作目、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあつては存続期間及び新規・更新の別を説明。)

以上、田 畑 6 9 筆 83,008.08 m²についてご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農用地利用集積計画の決定については、承認といたします。

続きまして、日程第9 議第62号 農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について を議題とします。
事務局の説明を願います。

小 洞 本日は13件についての上程です。
書 記 最初に10番の利用権の存続期間について、5年とありますが記載誤りで、10年が正しいので訂正をお願いします。
農地中間管理機構である借人は 貸付候補農用地等リストに基づき田 畑 現況農地の土地等 37筆 51,120.00 m²について、新規賃貸借権を設定するものです。
以上ご審議をお願いします。

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について、承認とします。

続きまして、日程第10 議第63号 農用地利用集積等促進計画(案)について を議題とします。
事務局の説明を願います。

小 洞 今回は37件についての上程です。

書	記	(認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付予定作目、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあつては存続期間を説明)以上、37件についてご審議をお願いいたします。
議	長	ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。
職	務	上宝町の吉野の案件ですが、新規就農者として、現在は郡上の住所になっていますが、上宝へ通って耕作するのか。
代	理	
小	洞	申請人は、認定新規就農予定者で、郡上市で研修中です。現在上宝町に住宅を新築中で、今年春に上宝へ住所を移し、耕作する予定となっています。
書	記	
議	長	ただいまの説明の件に対し、その他ご意見等ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、農用地利用集積等促進計画(案)について、承認とします。
議	長	続きまして、日程第11 議第64号 農用地利用集積等促進計画[権利移転](案)について を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
小	洞	今回は9件についての上程です。
書	記	(権利設定した土地、現に農地中間管理機構から権利の設定を受けている者、移転先、移転する権利を説明)以上、9件についてご審議をお願いいたします。
議	長	ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、農用地利用集積等促進計画[権利移転](案)について、承認とします。

議長 以上で本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご意見等ございませんか。

川上委員 その他の事項としてお願いしたい。
先の第7回農業委員会議第49号の11番と12番について確認したいことがあります。その案件は、新規取得で同じ申請者の取得事由として、「空家に付随した農地取得」で説明がありました。同一人物が2件の案件で、空き家に付随した農地取得という事由はおかしい。再度検討し説明をお願いしたい。

森農地主事 冒頭、担当者より説明する予定でしたが、もれてしまい申し訳ございませんでした。川上委員の指摘のとおり、申請者は片方は空家に付随した農地の取得で、もう一方は別の売渡人から家に隣接した農地を取得したもので両方を空家に付随した農地取得として事由分けをした。

今後、色々なケースがあるため、新規取得の事由の表記については、次回以降に資料をお示しし、説明をさせていただきます。

議長 その説明については、第7回農業委員会議の議第49号の11番と12番の事由と一緒に新規取得の事由の区分けの説明をよろしくをお願いします。

議長 以上で本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご意見等ございませんか。

(発言なし)

それではこれもちまして、第8回高山市農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時30分 終了

議 事 録 署 名 者

鴻巣 明久 議長

平井 浩成 委員

黒木 義弘 委員
